第三十九条の二十四の二第八項中「第六十六条の十三第十一項第一号に」を「第六十六条の十三第十項第一号に」に改め、同項第一号中「第六十六条の十三第十一項第一号」を「第六十六条の十三第十項第一号」に、「同条第十一項第一号」を「同条第十項第一号」に改め、同条第九項中「第六十六条の十三第十一項第五号」を「第六十六条の十三第十項第五号」に改め、同条第十項中「第六十六条の十三第十一項第六号」を「第六十六条の十三第十項第六号」に改め、同条第十一項中「第六十六条の十三第十二項」を「第六十六条の十三第十一項」に改め、同条第十二項中「第十一項」を「第十項」に、「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、同条第十三項第二号中「いい、連結事業年度において設けた法第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む」を「いう」に改め、同条第十四項を次のように改める。

14　第三十三条の四第六項の規定は、法第六十六条の十三第五項から第十項までの規定の適用がある場合における法人税法及び法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）の規定の適用について準用する。この場合において、第三十三条の四第六項中「、法第五十七条の七第一項」とあるのは「、特別益金算入規定（法第六十六条の十三第五項から第十項までの規定をいう。以下この項において同じ。）」と、「とする」とあるのは「とし、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百六号）附則第五条第一項第二号に規定する所得の金額は、特別益金算入規定を適用しないで計算するものとする」と読み替えるものとする。

第三十九条の二十六第五項中「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改める。

第三十九条の二十七第九項を削り、同条第十項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号及び第五号を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「（当該交付を受けた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下この項において「交付年度」という。）」、「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）」及び「（当該交付年度後の各事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の百二第十項及び第十一項の規定）」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「又は第六十八条の百二第七項」を削り、「これらの規定」を「同項」に、「法第六十七条の四第九項」を「同条第九項」に改め、「（当該引継ぎを受けた日を含む事業年度以後の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の百二第十項及び第十一項の規定）」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とする。

第三十九条の三十を削る。

第三十九条の二十九中「第十九条」を「第二十条」に、「及び第五項」を「及び次項」に改め、「含む。」と」の下に「、「同条第二項」とあるのは「法第二十三条第二項」と」を加え、「係る基準日」を「基準日等（」を「基準日等（」に改め、「以下この条において同じ。）」と、「同条第一項」とあるのは「法第二十三条第一項」を削り、「同条第五項中「規定する配当等の額」とあるのは「規定する配当等の額（特定株式投資信託の収益の分配の額を含む。）」と、「第百五十五条の七第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第三十九条の百二十四の三（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えられた第百五十五条の七第一項」を「同条第二項中「から配当等の額に係る配当等（法第二十三条第二項第二号に規定する配当等及び特定株式投資信託の収益の分配」と、「から当該配当等の額に係る配当等（法第二十三条第二項第二号に規定する配当等及び特定株式投資信託の収益の分配」に改め、同条を第三十九条の三十とする。

第三十九条の二十八の二中「第十四条の八」を「第百三十一条の十三」に、「同条第三号」を「同条第一項第三号」に改め、「この号」の下に「及び次項第三号」を加え、同条を第三十九条の二十九とする。

第三十九条の三十一第四項中「、第五十八条第一項」を削り、「第三項」を「第四項」に、「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に、「第六十二条第二項」に、「並びに法人税法施行令第百十二条第二十項」を「、第六十四条の八」に、「第五十九条の二第一項及び第五項」を「第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第六項、第六十一条第五項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、「、第六十二条の五第二項」の下に「、第六十四条の七第六項」を加え、同条第五項第二号を次のように改める。

二　当該法人の当該事業年度前の各事業年度における法人税法施行令第九条第一号イからニまで及びトからルまでに掲げる金額の合計額から同号ワ及びヨからネまでに掲げる金額の合計額を減算した金額（当該金額のうちに留保していない金額がある場合には、当該留保していない金額を減算した金額）のうち当該組合事業に帰せられる部分の金額又は当該信託の信託損益帰属額（法人税法第十二条第一項の規定により当該法人の収益及び費用とみなされる当該信託の信託財産に帰せられる収益及び費用に係る損益の額をいう。）に係る部分の金額の合計額

第三十九条の三十一第六項第一号イ中「前項第二号イ」を「前項第二号」に改め、同項第二号中「適格合併前事業年度等」を「適格合併前事業年度」に改め、「（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）」を削り、「の終了」を「終了」に改め、「（第三十九条の百二十五第三項に規定する調整出資等金額を含む。）」を削り、同条第十項中「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）」を削り、同条第十四項第一号中「適格合併前事業年度等の」を「適格合併前事業年度」に改め、「（当該適格合併前事業年度等が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の百五の二第三項に規定する連結組合等損失超過合計額）」を削り、同項第二号中「適格分割等前事業年度等（」、「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）」、「（当該前日を含む事業年度等が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）をいう。）の」及び「（当該適格分割等前事業年度等が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の百五の二第三項に規定する連結組合等損失超過合計額）」を削る。

第三十九条の三十二第一項中「、第五十八条第一項」を削り、「第三項」を「第四項」に、「第六十一条の十三第一項」を「第六十一条の十一第一項」に、「第六十二条第二項」に、「並びに法人税法施行令第百十二条第二十項」を「、第六十四条の八」に、「第五十九条の二第一項及び第五項」を「第五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第六項、第六十一条第五項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、「、第六十二条の五第二項」の下に「、第六十四条の七第六項」を加え、同条第五項第二号を次のように改める。

二　当該法人の当該事業年度前の各事業年度における法人税法施行令第九条第一号イからニまで及びトからルまでに掲げる金額の合計額から同号ワ及びヨからネまでに掲げる金額の合計額を減算した金額（当該金額のうちに留保していない金額がある場合には、当該留保していない金額を減算した金額）のうち当該組合事業に帰せられるものの合計額

第三十九条の三十二第三項第二号中「適格合併前事業年度等」を「適格合併前事業年度」に改め、「（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）」を削り、「の終了」を「終了」に改め、「（第三十九条の百二十六第二項に規定する調整出資金額を含む。）」を削り、同条第六項中「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）」を削り、同条第七項第一号中「適格合併前事業年度等の」を「適格合併前事業年度」に改め、「（当該適格合併前事業年度等が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の百五の三第三項に規定する連結組合損失超過合計額）」を削り、同項第二号中「適格分割等前事業年度等（」、「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）」、「（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）をいう。）」及び「（当該適格分割等前事業年度等が連結事業年度に該当する場合には、法第六十八条の百五の三第三項に規定する連結組合損失超過合計額）」を削る。